

## 健康長寿ふくしま会議設置要綱

### (目 的)

第1条 福島県の健康づくりの取組を総合的に進めるための基本指針かつ具体的な施策等をまとめた行動計画である「健康ふくしま21計画」(以下「計画」という。)を推進するとともに、地域保健と職域保健の連携(以下「地域・職域連携」という)強化による保健事業の共有・展開及び健康経営の積極的な推進など、各専門分野の団体等が健康づくりに協働で取り組むことで、全国に誇れる健康長寿県の実現に寄与することを目的として、健康長寿ふくしま会議(以下「本会議」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 本会議は、次の事項を協議する。

- (1) 計画に基づく事業推進に関すること。
- (2) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 関係機関及び団体等の健康づくりの取組に関する情報交換に関すること。
- (4) 健康課題の明確化及び健康づくり施策の方向性の共有に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

### (構 成)

第3条 本会議は、別表に掲げる団体をもって組織する。

2 本会の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって構成する。

### (役 員)

第4条 本会議は、会長1名及び副会長4名を置く。

- 2 会長は、福島県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、本会議において選任する。
- 4 会長は、本会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 会長、副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する。

### (役員任期)

第5条 副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期を満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

### (会 議)

第6条 本会議は会長が招集する。

- 2 本会議の進行のため議長を置き、会長がこれにあたる。
- 3 本会議は、総構成委員の過半数の委員(委員の代理人を含む。)の出席をもって成立する。
- 4 本会議は、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、書面による本会議とすることができる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見等を聞くことができるものとする。

6 本会議は公開とする。

(専門部会)

第7条 本会議の円滑な運営に資するため、本会議の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の協議事項及び運営に必要な事項は別に定める。

(検討会)

第8条 本会議には、必要に応じ検討会を置くことができる。

2 検討会の協議事項及び運営に必要な事項は別に定める。

(庶務)

第9条 本会議の庶務は事務局で行い、事務局は保健福祉部健康づくり推進課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務処理及び運営に関し必要な事項は、別に協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

	団 体 名	役 職	備 考
1	福島県	知 事	
2	公立大学法人福島県立医科大学	理事長	
3	一般社団法人福島県医師会	会 長	
4	福島県商工会議所連合会	会 長	
5	福島県農業協同組合中央会	代表理事会長	
6	福島県商工会連合会	会 長	
7	福島県中小企業団体中央会	会 長	
8	福島県経営者協会連合会	会 長	
9	日本労働組合総連合会福島県連合会	会 長	
10	独立行政法人労働者健康安全機構 福島産業保健総合支援センター	所 長	
11	福島県国民健康保険団体連合会	会 長	
12	全国健康保険協会福島支部	支部長	
13	健康保険組合連合会福島連合会	会 長	
14	一般財団法人福島県社会保険協会	会 長	
15	公益社団法人福島県歯科医師会	会 長	
16	一般社団法人福島県薬剤師会	会 長	
17	公益社団法人福島県看護協会	会 長	
18	公益社団法人福島県栄養士会	会 長	
19	福島県市長会	会 長	
20	福島県町村会	会 長	
21	厚生労働省福島労働局	局 長	
22	国立大学法人福島大学	学 長	
23	福島県学校保健会	会 長	
24	福島県 PTA 連合会	会 長	
25	福島県食生活改善推進連絡協議会	会 長	
26	公益財団法人福島県スポーツ協会	会 長	
27	福島県スポーツ少年団	本部長	
28	特定非営利活動法人 福島県レクリエーション協会	会 長	
29	福島県健康を守る婦人連盟	会 長	
30	公益財団法人福島県老人クラブ連合会	会 長	
31	株式会社福島民報社	代表取締役社長	
32	福島民友新聞株式会社	代表取締役社長	
33	福島テレビ株式会社	代表取締役社長	
34	株式会社福島中央テレビ	代表取締役社長	
35	株式会社福島放送	代表取締役社長	
36	株式会社テレビユー福島	代表取締役社長	
37	株式会社ラジオ福島	代表取締役社長	
38	チャレンジふくしま県民運動推進協議会	会 長	

順不同